

(平成31年2月1日現在)

事務処理フロー図

事務名 工事实績等の証明

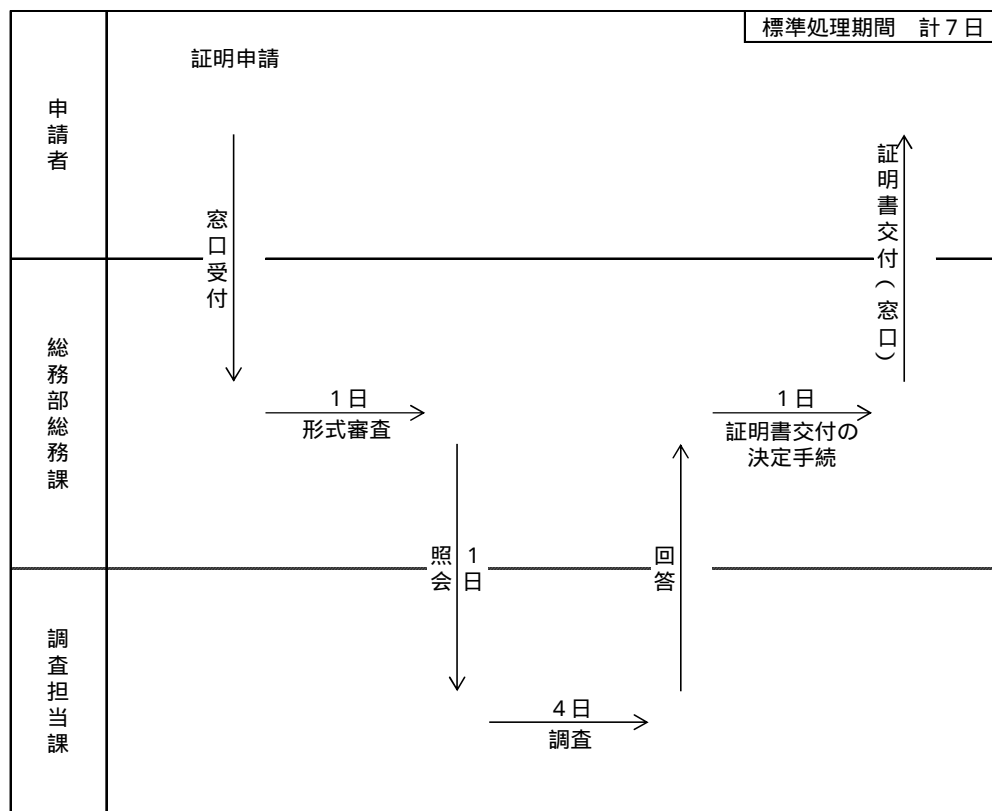
根拠規定 東京都事務手数料条例第2条

《事務処理フロー図》

作成部署 交通局総務部総務課文書担当

電話(内線) 46-132

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類が揃っているかどうかを審査します。
2	照会	形式審査が終了した申請書について、証明内容について調査担当課に照会します。
3	調査	証明内容について調査を行い、結果を回答します。
4	証明書交付の決定手続	証明書の交付について総務部総務課長が決定します。
5	証明書交付	申請者に証明書を交付します。